

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-26	第4回墨田区協治(ガバナンス)の仕組みづくり検討委員会		
開催日時	平成18年11月22日(水) 午後7時00分から 午後8時30分まで			
開催場所	墨田区役所7階 庁議室			
出席者数	委員9人(青山 侷 村上 順 石川美雅 小川 昭 須貝利喜夫 高原純子 田口 守 田邊博夫 吉兼剛光) 幹事8人(田中 進(助役) 岡田 貢(企画経営室長) 坂田静子(総務部長) 永廣 修(地域振興部長) 坂本康治(企画経営室政策担当課長) 宍倉義人(企 画経営室広報広聴担当課長) 安達文雄(総務部総務課長) 林 恵子(地 域振興部自治振興・女性課長)			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	10人
	非公開(傍聴できない)			
議 題	1. 墨田区協治(ガバナンス)の仕組みづくり「中間のまとめ」について 2. その他			
配付資料	1 墨田区協治(ガバナンス)の仕組みづくり「中間のまとめ(案)」			
会議概要	詳細は、別紙のとおり			
所 管 課	企画経営室政策担当(内線3722~3723)			

第4回 墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会 議事録

1. 協治（ガバナンス）の仕組みづくりについて

青山会長 皆さんこんばんは。第4回墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会を始めます。今日は、今まで議論していただいた内容について「中間のまとめ（案）」としてお示ししてあります。今までの資料で見ていただいた部分もかなり多いわけですが、第4章等新たに提言という形で整理した部分もありますので、この辺を中心にできれば今日はご意見をいただいて、「中間のまとめ」として取りまとめをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは、事務局から説明をお願いします。

坂本幹事 それでは、資料1「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり中間のまとめ（案）」をご説明させていただきたいと思ひます。4章からなっております、第1章、第2章、第3章はこれまで議論していただきました「すみだ」の現状でございますとか、墨田区におけるこれまでの取り組みとかそういったものを整理させていただいたものでございます。それらを踏まえまして、第4章で、今後、墨田区で協治（ガバナンス）を進めていくために、どのようなことに取り組んでいったらいいのかということをお委員の皆さまからの提言という形でまとめさせていただきました。

青山会長 ありがとうございます。私が覚えている限りでは、この席で出た話について、表現の仕方はいろいろであるものの、方向性としてはほぼ盛り込んであるような形かと思ひます。今日は、これを「中間のまとめ」としてまとめていきます。第4章を新たに整理し直したということですが、どの部分からでも結構ですので、ご意見をよろしくお願ひします。

石川委員 前回、小川委員から「ガバナンスを理解させるために小冊子をつくってほしい」といった意見があったと思ひます。私も同感で「ガバナンスとは何か」といった簡単な漫画本みたいなものをつくろうと思ったのですが、やはり難しい。ここで今、目に見える形で将来像を描かいていただかないと、どうやっても漫画も書けないのですね。どこかの山に登るといっても、山も見えない状態では、ちょっと登りようがない気がします。もしできれば、こういったもの、こういった社会を目指しますというように、イメージできるものをつくっていかねばいけないと思ひますが、いかがでしょうか。

須貝委員 私も同感です。やはりガバナンスへの取り組みはまだ新しいものですから、こういったことが行われると、どんな墨田区になっていくのか、あくまでもモデルですが、ガバナンスによる墨田区の新しい姿、イメージをある程度示すことができればと思ひます。そのために、形を示すということも大事ですので、例えば、ガバナンスマークみたいなものをつくって、ちらしに載せるとか、予算書の中に示すとか、皆さんが、ガバナンスへの取り組みだということをお意識し、継続するようなことも、ぜひ考えていただきたいというように思ひました。

田邊委員 私もたぶん同じ主旨になると思ひますが、資料の17ページの「協働事業の展開」の特に「協働事業提案制度の創設」とか、具体的にどんな活動分野でどんな活動範囲、どんな条件が整ったところで実現されていくのか過程を示してもらったほうがイメージしやすいのではないかとということが一つです。それから、もう一つ、今のことに関係してくるかもしれないのですが、いざ協働に関して、いろいろな活動の提案が出てきたときに、その担い手がどういった役割を持つのか役割分担とか、それと同時に権限。場合によっては、権利と言っているかもしれないですけど、担い手の権限。当然、権限を持つということは、それに対してどういった責任を負うのかといったことも、その流れの中に併せて入れていただいたら、より明確になるのではないかなというように思ひます。

村上副会長 これまで検討委員会のお話を聞いていて、今回、墨田区のガバナンスは非常にユニークだなと感じました。まず一つは、他の自治体の取り組みと比較し感じたこととして、このところ流行の自治基本条例ですと、市民というか自然人というか、個人の参加というのを中心に、自治体行政に参加し監視する制度づくりといったものがつくられているわけですが、今回、もちろんガバナンスの1つの柱に、区民がなっていると思ひますが、墨田区の今回の取り組みは、自然人（個

人)のほかに、町会・自治会、NPO・企業、団体、法人が主体となる議論までなされており、集団ユニットで参画するということがユニークだなと思いました。民間ができることは民間に委ねようといった考え方の一つとして、福祉とか、まちづくりとか、環境保全、地域振興とかそういったことについては、町会・自治会とかNPOとか集団ユニットで取り組んでやる。もう一つ、協治と協働の関係がちょっとあいまいではないか、例えば、市民、集団、あるいは団体が自治体行政に参加と監視をすることを協治といい、それに対して、集団ユニットが、自治体行政の一翼を自主的に担っていくといった取り組みを協働というように整理することができるのではないかと。協治と協働は、円になって重なっている部分があるところですけども。

青山会長 9ページの最初の協働の説明のところでは、「協治が多様な主体に主眼をおくものであるに対し、協働は主体間の関係に主眼をおくものです」と表現されていますが。

小川委員 昔、協働というと、3つの輪が重なりあって、協働が生まれるのではないかとかいつていましたね。しかし、協治、協働を分けるのは確かに難しいですね。

田中幹事 余談になりますけども、夫婦がともに働くことを共働きと家庭の中でいうように、以前、元の区長さんが、行政と町の人との「共働きの区政」という言葉をよく使っていました。なんとなく実感を持って理解できるような例として、ちょっとご紹介しておきます。その当時から、実践というか、参加と監視だけではなく、皆さん一緒になってやりましょうという意味がこめられていますね。

村上副会長 しかし、協働ばかり主張すると、官に対する監視というのでしょうか。それがどうしても起きるといふ感じがありますね。それからもう一つ、官はどうしても監視したり管理するという立場にあるものですから、民間における協働的な取り組みについて、これは前例がないとか、これは法令に反するとか、そういったような形で芽を摘む動きに出ないとも限らないのですね。そういったときに、適法、合法的な協働事業については支援するでしょうけれども、境界領域みたいなものについては、それはできないといったようなことで、支援しないということになると思うのですね。例としては、秋田県の八郎潟の食糧管理制度の下での自主流通米のことなどありましたよね。結局普及していききましたけれど、当初だいたいたたかれました。しかし、そういった動きに対して頭ごなしに、それはダメですねと一方的にいうのではなくて、見守るといふか、国や都道府県から横槍が入ったりするといふときに、市町村、墨田区の方では、むしろ民のほうの盾になって、いやこういった取り組みなのだ、長い目で見てもらいたいといったようなことができるのか。法律上の問題点については、こちらから主張していくとか、民の悪いところについては、もちろん官がチェックする必要がありますけれども、杓子定規に批判したり、芽を摘むといったようなこともこれまた問題があるわけで、官と民との関係は、やはりどうしても協働ではなく、お互い突っ張り合う危険性もたぶんにあると思うのです。

青山会長 日本語で協治といった場合、コミュニティ・ガバナンス、ローカル・ガバナンスであることが多いわけですが、ガバナンス論では、いわゆる自由競争の競争原理の市場に対する、公からの監視も必要だし、逆に公の部分に対する市民からの監視も必要。監視ということでは、両方必要ということなのでしょうね。

村上副会長 そうですね。けん制といった部分もあるのでしょうかね。

青山会長 私の今年の研究テーマは、市場化と公共関与といったことなのですが、競争原理を進めていくと、例えば、最近のことでは、プールとかエレベーターの事件みたいに、今まで5,000万円でメンテナンスの契約をしていたものが、今は1,600万円ですと。役所の契約では、地方自治法上、一般競争入札、検査がありますが、そういった中、競争入札の効果が現れましたとそう自慢していたと思ったら、市民の命が失われてしまった。あつてはならない話で、そういったことだと、逆に競争入札が機能していなかったという話になるわけですね。本来であれば、当然、専門家、技術者、あるいは市民がきちんと監視して、いくらで契約を受けようが、また必要であれば、安全に対する対策をきちんと実行させるという監視の強化が実は必要だった。それには、相当のコストが本

当は掛かるわけで、契約上、競争入札で安くすれば、市場が機能するというものではない、市場のメカニズムに対する監視をきちんとやらなければいけないということが、経済学の初歩なわけですが、この考え方は初歩であるのに、全く欠落してしまって、金額が下がったのは競争入札の成果ですというのは、全く初歩的な間違いだったわけですが、そういった事件が最近、非常に頻発しています。一方では、談合が多くて、競争原理が機能していないということもたくさんあるわけで、結局、そういった監視システムの確立が今、必要なわけですね。

村上副会長 民間の協働的な取り組みとして、管理崩し的なあるいはバイパス的な道を通して、目的を達成しようとしたとき、官がそれはできないよと一概に言わないような、まずそういった評価の仕方ですが、まず客観的な仕組みをつくるということが必要だと思うのです。民が、管理崩しというか、ほかでは考えられなかったようなアイデアを出す。そういったものを引き出すための協働なわけですから、官、自治体行政のほうでも、共通認識を持つ必要があるのではないかと思います。

青山会長 適法か違法か、あるいは適当であるのか不当であるのかという評価も、実質的にそれが市民のためになるかどうかということによって、解釈が時代によって変わってきていることもありますよね。

村上副会長 しかし、福祉関係ですと、厚生労働省などは非常に厳格で細かいものですから、自治体としては、それに従わざるを得ないということがありますね。

青山会長 特別養護老人ホームや在宅サービスセンターなど1件1件、全部の書類が山のようにあって、補助金を出すか出さないか決めますからね。そういった場合には、地域のガバナンスだけではなくて、国としての政策の分野に対するガバナンスのやり方が今、適当かどうかということになりますね。

須貝委員 8ページに協治（ガバナンス）の原則がありますが、この8項目で集約していますけれど、今のお話を伺って、欠落している部分があれば少し見直したらどうかかなという感じがしました。

石川委員 協働は、今までも墨田区では町会でもボランティア団体でもNPOでもいろいろな形でやってきたと思うのですが、村上先生のおっしゃったことを聞いていて、妙に納得した部分があるのです。というのも、区民がなにか新しいことをやろうと提案したときに、それが最初から法律に触れるからとか言って、不可能としてしまうのではなくて、住民のニーズがあるのだったら、多少目をつむってもいいからやってみるといこと、実現できるのだったら、それこそ協働ではなくて、協治の概念に少し入ってくるのかなという気がします。17ページに「協働事業提案制度の創設」とありますけれども、私も今、反省したのですが、前回、行政がある程度ターゲットをしぼって募集をしたらどうですか。そうしないと収集がつかなくなるというような発言をしました。しかし、そうではないそれを越えた部分、行政では発想がつかないような部分まで考えられることも必要だろうし、新しい発想が出やすくなるためにはどうしたらいいのかなという感じがしました。

青山会長 村上先生の言われたことのように、市民活動を公が理解することが、まず必要ですね。

村上委員 何か、民間の自在性を保障するというものとして……。勿論、市民の活動が理に適ったものであるということ……。

小川委員 今回の資料として出てきた中に、条例策定の検討というのがありますが、この前、私が言ったのは、要するに、日本の憲法と同じようなものであって、こういうことをやりなさい、こういうことをしては駄目だよという国民と国の関係を示したものが憲法ですから、それと同じようなものをつくったらどうですかと言って、今回、条例という形で出てきたわけですね。ですから、条例にきちんと、行政はこんなことやりなさい。こんなことをしては駄目だよといったところをきちんと示していけばいい。しかし、たぶん今、村上先生がおっしゃったことは、たぶん行政が一番嫌なことなのです。というのは、責任の所在といったときに、行政がどこまで責任を持つのかという

話が、行政に及ぶことが一番行政は嫌ですね。こういったときに、行政の説明責任だとかなんとかという言葉で行政は逃げないで、きちんと行政は責任持ちますよと。失敗した場合は、きちんと区民の皆さんに謝る。良くできた場合も、私たち行政がやったのだというように、堂々と胸を張って言えばいい。そうではないと、この前の財政難、行財政改革のときもそうですけど、結局、いや、あなたたち区民が悪いのですよ。あなたたちの選んだ議員さんが、賛成した企画を、私たち行政は進めただけですから、議員さんを選んだ区民の皆さんにも一部の責任はありますよといった形で、どうしても行政の責任回避ということになってしまうと思うのです。ですから、やはりその辺行政が一番嫌がるというか、触られたくない部分があるのではないかと思います。

田中幹事 今の議論に関連して、言ってみれば、規制緩和みたいな話になっていると思うのですが、時々新聞に出ていますけれど、今、制度的には構造改革特区とかありますよね。

岡田室長 地域再生の例でも、その地域について一定の規制緩和をしてほしいというようなことを申し出るわけです。ただ行政が提案して国もいいよと言っても、なかなかその主体が見つからない。構造改革特区の場合も全く同じでして、国は規制緩和するので、あとは各自治体で、自由におやりなさいと言うのですが、実際はなかなかできないということがかなりあります。今、小川委員がおっしゃったように、一番難しいのは、行政がどこまでコミットメントするかという問題だと思うのです。全てを回避するというつもりではなく、協力する部分、それから駄目だという部分と、恐らくそのグレーゾーンの部分をどっちに寄せていくかということ、恐らく区民ニーズによって……

小川委員 悲しいことですが、指定管理者制度の中で、NPO法人が施設運営をやった。しかし、ここが変な形でもってダメになってしまった。では、そこを指定管理者としたのは誰なの？ということになると、きちんとした話し合いがないままに、単に民間に任せたとすることで、行政の責任はどうなるのか。ここにもやはり行政責任は出てくるわけですよ。そういったことも、きちんとしておかないと。

田邊委員 今回、私が一番注目しているのは、18ページの4番目「外部機関の審査と評価」。協働事業そのものの評価に関しては、こういったことで担保が一応できると思うのですが、確かに今、ご指摘があったように、最終的な損害賠償責任みたいなことが起きたときとか究極的な責任をどうするかということはずっとついてこざるを得ないわけですよ。

村上副会長 きちっと書くべきというご意見がありますが、きちんと書くと、膨大な条文になり、ガイドラインにしかならないのです。

田邊委員 保険の約款みたいになってしまいますね。(一同笑)

村上副会長 国立市の明和地所のマンション訴訟では、先に4億円の支払いを命じた東京地裁の判決が出されましたけども、これもやはり最後は住民の問題意識の醸成にも関わるものかと思います。しかし、「いきいきすみだ」と言っているのに、法令遵守、法令遵守とばかり言っていたら、いきいきしなくなって、窒息してしまう……。 (一同笑)

青山会長 規制緩和化、法令解釈をゆるくするかとか法令遵守化という問題ではなくて、ここではどういった考え方をすれば、区民のためになるのかということを中心におけばいいのではないのでしょうか。それから法令自体だいたい毎年大量に改正されていくわけですが、法令解釈も常に変わってくるのです。つい先週あたり新聞に出ていた例でいうと、財産区の問題。財産区が、文化財的価値がある土地を、そこが小分けに分譲される前に買ってしまっただけですよ。財産区はもともと何のためにあるかといったら、大きな財産がある場合に、それを管理するためという理解が自治体としてあるわけで、その財産区が新たに土地を買ったのがいかんとそういうように県が言ったわけです。市はいいと言ったのに、県は駄目と言ったことが新聞に出ていたと思いますけど、その文化財が細かく分譲されるのがいいのか、一括して財産区が買ったほうがいいのかと言ったら、地域の文化的価値から財産区が買ったほうがいいに決まっていると思います。裁判になっても、たぶんそういう結果になると思います。財産区は昔、財産管理のために設置されたのだから、土地を

買うなんてとんでもないという考え方で、ただため込んでいる財産が多いわけですが、もちろん必要があれば売れる場合もあるわけですから、必要があれば、買うということを財産区がしても、それが地域のためになるのだったら、どう争っても、結局、市が勝つと思うのです。確かに昔はそういったことが想定されていなかったのですが、今、それが市民のためになるのか考えていけば解釈も変わってくるので、何を中心に据えるかということでガバナンスを考えていかなければいけないと思っています。

村上副会長 その解釈ですけれども、県からの解釈は公定解釈とか有権解釈ではないわけで、注文をつけているっていうような意味合いで、最終的には裁判所が判定を下すわけですね。しかし相撲に勝って勝負に負けるということもありますし、そこはやはり住民意識の醸成に関わるということになると思います。

小川委員 そうなると、やはり基本的には、今、墨田区がやっている「やさしいまち」ですとか、小地域福祉活動ですとかそういったものがガバナンスの前であって、その考え方を広め、いかに住民と行政との信頼関係を強くしていくかということであると、協治なり協働ということがスムーズに動いていくのかなという気がしますね。要するにお互いがお互いを信頼し合って、墨田区を良くしていこうという考えの下で進めよう、それが協治なんですよという考え方であれば、所属するグループへ帰っても、みんなに話やすい。

村上副会長 そうですね。しかし、同時並行的にアドバランを上げる必要はありますから、その中で調整するということになりますね。しかし、どうしても官の世界はできて当たり前、少しでもしくじると、みんなでぼこぼこにしてしまう。(一同笑) それでは、やはり職員も「いきいき職員」にはならない。「いきいきした自治体」「いきいき すみだ」にならないと思うのです。やはり、長い目で見るというか、そういったまなざしで、自治体当局も見えていただかないと、住民も職員もどっちもいきいきしなくなってしまうのではないかと思います。

青山会長 両方そうですね。区民活動に対してだってそうでしょうね。

田中幹事 おっしゃるとおり。区民の皆さんが地域で「いきいき」活躍されるように区も努力したいと思います。

小川委員 今回、6カ所に各地域プラザをつくり、一方、中心になるセンターとしてボランティアセンターの機能を見直し名称を変えて、区民活動センターとしてつくりますよ。そうすると、ああいいなと思う人もいれば、またハコモノ行政をやるのかという批判も出てくるわけですよ。取り方によって、いいほうと悪いほうにどちらかに思う人は、必ずいると思うのです。そういった場合、こうやってみんなで集まって、墨田区はよくなっていくのだなと話していても、どっこい、またハコモノ行政をやって、またお金を使って赤字になったらどうするのだという批判が出てくるかも分からない。

村上副会長 私も大学で講義していても、私の言っていることが十分に分かったという学生もいれば、何言っているのだから全然分からないと批判する学生もいます。(一同笑) こういったことはある意味信念でやっていくしかないのではないのでしょうか。自分はそういった批判があったならば、もう少し講義上手にならなくてはいけないなという反省をいつもしていますけれど。(一同笑)

岡田室長 6エリアは、公共施設を配置するための一つの基準、考え方だというように考えてください。これまでの8ブロックのように、公共施設を区内にちりばめて建設するというのではなく、ここで言っているのは、ハコモノそのものではなくて、ハコモノかもしれませんが、皆さんに参画・協力いただいて、ガバナンス的なイメージで地域プラザをつくり上げる……。これまで行政・ガバメントがこういうものがあるのだという形で設置したハコモノでしたが、今回はそうではなくて、中に入れるものも皆さんの意見を聞いてつくり上げていくというイメージで考えているわけです。最終的には、民の方が管理していただくこともありえるし、行政と一緒にやることもあり得るわけで、そういったことをイメージしているのが、今回の考えです。ですから、単なるハコモノ建設と

ということではないということをご理解いただきたいと思います。

須貝委員 ハコモノが本当に必要なかどうか、そのタイミングは地域によっても違うでしょうし、地域でつくり上げるということになるのですが、そういったことがないと、同じようなものが小粒でどの地域にも収まっていく可能性が非常にあるなという心配がありますので、今後、そういった作業の部分が必要かなと思いました。

小川委員 基本計画は何年までの計画期間になるわけですか。

岡田幹事 今、つくっている基本計画は、今年が初年度で27年度までのものとなります。

石川委員 今までいろいろな意見が出ているわけですが、実際、何をやるか第4章も私たちの言った意見がほとんど出ていて、何が焦点なのか分からないと思うのです。ですから、もう少し整理しまとめた形にして最重点はこうなんだとか、もう少し分かりやすいタッチで図解にするとか、私たちがいちいちここでそれを決めるのはなかなか難しいと思うので、それこそ先生方と区の事務局の方にお任せしなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

青山会長 そうですね。ここには出た意見をとにかく全部入れてあるわけですが、パブリックコメントに向けて、多くの区民の方に分かるように表現しなければいけないですね。今日、出てきたご意見を含めて、前のほうからずっと一貫して体系的に分かるような形で、特に第4章はそういった表現にしないといけないですね。今のままだと羅列してある感じですから、ガバナンスとは何だということや具体的な提言として整理されて流れると感じにしないと理解しづらいですね。内容は変えませんが、表現とか整理の仕方について、最後は会長と事務局の責任でまとめさせていただくということになると思いますけれど、どうですか。

一同 結構です。

青山会長 そういうことでいいですか。村上先生、協治と協働の件ですが。

村上副会長 協働に関しては、ポストモダンの発想ですので難しいですね。不定形というか、自生的秩序形成といいまして、おのずから住民や集団などのフォーメーションがつけられることで新たな秩序が形成されるというものですから、まだ見たこともないような。現に行われていることですが、脱管理、それから管理崩しのシステムをこれからつくろうということですから、しっかり書いてしまうと、これは何だという、つまらないものになるし、その辺りが難しいのではないかと思いますよ。

田邊委員 協治の反対語は、何となりますか。

村上副会長 協治の反対は、官治ではないですか。

青山会長 そうですね。ガバメントではなくてガバナンスへと、官が治めるのではなくりますよとそういった意味ですよ。

田邊委員 協働の反対はそうすると、官働になるのでしょうか。官がやるから、おまえら民は黙っていると。まるで強制労働みたいになってしまいますね。(一同笑)

石川委員 公共サービスを一方的にガバメントというか、公のみが提供することに対抗する概念として、協働は、要するに、多様化している公共サービスを地方自治体だけが負担してやっていたのでは、税金をいくら負担しなければならないかわからない。そして行政がやっていたのでは、公平性、平等性の名のもとにサービスが行き届かない。ですから、区民も参加して、一緒にいろいろなサービスを行っていくといったように私は理解しています。方向性から、みんながすみだの主役ととらえていたのですが……

村上副会長 協治の場合はツリー状に体系化できるかと思うのですが、協働の場合は、地下茎的に……

石川委員 ニーズがどこにあるか分からないですからね。

村上副会長 ええ。ゲリラ的に、勝手連的に、ええじゃないか風に実践あるのみということで出てきますので、ガイドライン程度のものしかできないのではないかと思うのですね。もし、それを定型化できたとしたら、画期的ではないかと思います。

青山会長 それができただけ翌日にはたぶんもう文字も違ってしまふ。(一同笑)

村上副会長 言葉でとめてしまうと、そこでもう止まってしまふ。概念化すると終わりですね。

青山会長 ここで肝心なことは、そういった仕組みはもちろん、すみだをみんなでこれからつくっていくのだということをはっきりさせておかないといけないということでしょうね。

田邊委員 青山先生がおっしゃったとおりだと思います。しかし、今回の仕組みづくりということでは、本当に意見がたくさん出され、網羅的にいろいろ提案されていますし、今、協働ということでは、石川委員みたいに、もう腕まくりして、さあ、という感じの方もいっぱいいらっしゃいますので。(一同笑) ここまで来たら、実際、形に見えるようになれば。

石川委員 いや、今のことに関連しているのですが、私は区内のいろいろな会合のときに、必ず協働とか協治ということテーマとして持ちだすのですが、先日も20人ぐらいで集まったとき、まさに15ページの2つ目、協治(ガバナンス)を担う各主体の相互理解。ここに地域コミュニティの再興に向けて、町会・自治会、ボランティア、NPO、これに当然企業もお互いの特性を知り、相互理解を深めようというような組織体というか集まりが今まで行われていないから、とりあえずこういった組織をつくらなければならないのではないのかという話が、私ではなくて、ほかの方から出たので、その話をここでしてもいいかなというように思いました。たとえば、このガバナンスの仕組みづくり検討委員会を考へてみたら、町会の方がいらっしゃって、ボランティアの人がいて、企業の人、公募の人がいて、私は企業経営もNPOもやっていますけれども、皆さんにお声をかけて、私たちを中心としてあとプラス何名か入ってもらったり、行政の人にも行政としてではなくて一般の区民として入ってもらったり、そういう話し合う会をつくろうかというように思っていたところなのです。今の村上先生のお話ではないのですが、本当に何かやっていかないと、ここでまとめた結論だけでは、なかなか目に見えるものにはならないと思います。1歩ずつでもいいから何か進めていく必要があるなということだけ感じました。これは、意見でも何でもなくて、単に私はそういったことをやってみようと思っているということの報告だけですけれども。

高原委員 今、石川委員が言った15ページの2つ目のところに「地縁・志縁コミッション事業」とありますが、一番大事なのは、私はたぶん志縁だと思うのです。志縁というのは、志を同じにした縁ということですね。何か動くときは、さっき村上先生がおっしゃいましたが、団体というところには入らない、志を同じにする、最近ではワークショップなど手を挙げて参加される人たち、要するに志縁の方たちが、実際、町会とかそういった中に入ってきて、その人たちが大きな動きの原動力になっているような気がするのです。ボランティアともいえるかもしれないのですが、この指とまれで入ってきていただいた方たちの志縁の力は、元気でタフですね。私も、一寺言問のまちづくりを区と協働でやってきたのですけれども、その時に一番重要だったのは、6町会と一団体による組織で、一団体というのは、この指とまれで入ってきた、町会には特に入っていないけれども、まちづくりに参加する方たちでした。町会は、自分のエリアのところには責任を持ってやるのだけれども、ほかの人たちの町会のことまで言えないから、他人さまのエリアには入れない。その時に、この指とまれと言って入ってきた人たちが、その町会ではないエリアにも入って行って、かなり動きがいろいろ見えてきたということもあるので、志縁という人たちが、これからいろいろガバナンスとか、協働でまちづくりでも何でもやるときに、人集めとか何をやるにしてもキーパ

ーソンになるのではないのでしょうか。

田中幹事 今、高原委員がおっしゃった組織は、一言会とって、一言会の中にある「わいわい会」が、自由に活動しながら、それを町会が支えて、まちづくりの活動として盛り上がっていききましたよね。今、まちづくり条例に基づき、まちづくり団体という制度があるのですが、一言会と北斎通りのまちづくりの会が認定されている。北斎通りでも、やはり町会が基盤になっていて、この間、お祭りやったのですが、町会の人、町会の子供たちがみんな、ぼんぼりとか何千個もつくったり。まちづくり団体は、町会の人々の支えがあって、やる気のある人がいて、そういった方がリーダーシップを発揮したり。成功事例として、紹介させていただきました。

田邊委員 16 ページの人材育成のところにも書いてあると思うのですが、やはりガバナンスの担い手が非常に大きな力であり、それが実際に動くようにする。やる人たちのモチベーションというか、動機付けというか、具体的な成功事例というのでしょうか、うまくいったケースをいくつか紹介するというのも結構大事だと思うのですね。そういう意味で、例えば、逆に区のほうで、なんらかの権限を持っていただいて、パイロット事業というのでしょうか。そういう協治・協働を育てるという意味で、モデルケースとして、ある意味自由度を持って、志ある方が入ってくれるなど、オープンなプログラムを先にいくつかパイロット的な事業としてスタートさせるというのはなかなか難しいのでしょうか。1つ、2つそういったモデルケースを区民の皆さんに映像等見える形にしてやったらどうか。それから、私から最後に、区民のあり方というの、区としても言いにくいかもしれないのですけれど、期待される区民像ではないのですけれど、多少権利には義務もあつたりするわけで、やはり、区民の人に関しても、なにかちょっと一言……、区からは言いにくいですがよね。(一同笑) 最近の例で言うと、公園から、シーソーと滑り台とか、どんどんなくなってきていることですが、非常にいい例だと思うのですね。窒息してしまうというお話がありましたけれど、なるべく縮小均衡で、安全なほうばかりをとっていくと、そういったことになっていく。では果たしてそれが、住民が望んでいたものなのかというの……。区民というか市民というか、国民でもいいのですが、どちら側もある程度の覚悟がなければ、やっぱり責任というの……。

青山会長 大事なことですよね。それが区民主体という話だと思いますね。

田口委員 確認になりますが、この協治（ガバナンス）の仕組みづくりの会合が、今後どうなっていくのか分からないのですけれど、この後、墨田区では、協治・協働、このガバナンスの考え方で区政は進められて行くということですよ。

岡田幹事 区政運営の基本はそのように進めていきたい、区民の皆さんと一緒にやっていきたい、そういった姿勢ですね。情報共有と区民参画を原則に、やはり一番大事なのは、それぞれの主体になっていただく区民の方、それから町会・自治会、NPOの方々も当然、公共の担い手として行動していただくということもぜひ進めていきたいというように思います。

田口委員 今の段階になって話しをするのも方向違いなのかもしれませんが、昨今、防災課では、災害弱者サポート隊（災害要援護者サポート隊）をつくるように各町会に連絡しています。独り暮らしの高齢者や、年代が多少若くても病身であったり一人で生活していることが不安な人たちが、いつ何とき病気になるか分からない、事故を起こすか分からない。下手をすると、死んでしまったまま1週間たっても分からないといったことがあってはいけないということで、私の町会でも、5～6年前に地域を徹底的に全部調べました。現在ではサポート隊を結成し、また見直しをしようということで、地域をまた細かく調べていますので、お年寄りの人でも誰でも地域で何かあったときは絶えず、私のほうに直接来る場合もあるし、地区部長に来る場合もあるし、もちろん民生委員にも連絡が入っていきます。町会の範囲は、ほんとにわずかですが、返事を掛けると、ほんとに地域から返事が返ってくる。NPOには、大きな組織、全国、全世界で動いている組織もあり、町会のように、地域の一部だけで動いている町会とは違うと思いますけれども、町会のような組織はそういった意味からもこれからも大切ではないかと思えます。

青山会長 そのとおりですね。

小川委員 町会は結構力がありますよ。この前もお話ししましたが、この間、押上小学校でボランティア祭りをやったわけですけど、8町会、40名ぐらいの町会の方々が一緒に出てきてくれて、そこへPTAが入り、先生が入り、子供たちが入り、そこへボランティアが行き、という形でやったわけですけど、やはり町会など地域の方々がいると心強いのです。私が言うのもおかしいですが、墨田区は、結構町会に気を遣っていますよ。(一同笑) 10年くらい前も、町会・自治会活性化委員会というものをつくって検討していましたし、この「中間のまとめ」も、町会・自治会、町会・自治会といっぱい書いてありますが、ボランティアという文字はいつのまにかなくなってしまう。ボランティアはいかに立場が弱いか……。

田口委員 いや、私から見ると、なんとなくボランティア・NPO……と、全然、逆に見えましたけれど。(一同笑)

青山会長 本当に今日も議論が大変活発で、いろいろな意見が出たと思います。ありがとうございました。それでは、整理します。今回のこの検討委員会は、区議会で議決された基本構想の中でガバナンスの話が出ていて、いろいろな施策、計画等を行っていく区政を運営する、あるいは墨田区をつくっていく上で、協治(ガバナンス)の考え方でやって行きますということが決まっているわけで、今回は、そのための仕組みづくりについての報告を出すという役割を持っています。今日は、協治と協働との関係に関連して、いろいろと意見が出ました。それから、もう1点は、第4章を中心に、今の話から流れを受けて、内容は変わりませんが、体系化して多くの方に理解できるように整理しなおすということで、整理の仕方としては、部分的にはかなり印象が違ような整理の仕方になるかもしれませんが、会長と事務局とで早急に作業をしまして、皆さんに個別に送るということにさせていただきます。よろしいでしょうか。では、これで終わります。次回については、2月頃になると思いますが、また日程等について改めて連絡します。本日はありがとうございました。

以上